

# 関西労災職業病 4月号

(通巻第163号)

関西労働者安全センター 1988.4.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 [〒550] 郵便振替口座 大阪6-315742 100円



## ●出稼ぎ労働者の脳卒中労災裁判

柴田訴訟判決に注目を! ..... 2

●環境監視研究所が出発 ..... 4

●関西労働者安全センター第8回総会開催 ..... 6

●前線から(ニュース) ..... 8

●VDT作業環境チェックのために③ ..... 15

●地域のページ ..... 16

●石綿問題の動向と今後の対策② ..... 18

神奈川労災職業病センター所長 田尻 宗昭

●第14期労働者針灸学習会のお知らせ ..... 22

●はじめまして岩田です ..... 23

# 出稼労働者の脳卒中争ひ裁判

## 柴田訴訟判決に注目を！

劣悪な労働環境の中で発症した

出稼ぎ労働者の脳卒中

消しを求める訴訟を提起するに到つたものである。

場検証をしたりというように、裁判官もかなり意欲的な姿勢を見せる法廷進行となつた。

原告有利のうちに

進んだ法廷

いまだにアクシデント主義に

しがみつく被告・労基署

秋田県からの出稼ぎ労働者柴田久雄さん（当時三十九歳）が、一九七九年二月十二日、大阪市内の道路工事作業中に脳卒中を発症し、死亡したことに端を発する労災裁判「柴田訴訟」の判決が、五月十六日の午後一時に大阪地裁八〇九号法廷で言いわたされる。

この訴訟は、柴田さんの死亡について、遺族が業務上災害としての補償を大阪天満労基署に請求したところ、七九年七月に業務外決定、八〇年十二月審査請求棄却、八二年十二月再審査請求棄却の経過をたどり、八三年三月に大阪地裁に処分取り

法廷では、柴田さんの脳卒中の発症はもともとの「高血圧症」という基礎疾病が直接の原因であって、直前の業務もそれほど厳しくはなかつたとする被告の国側と、出稼ぎ労働者の厳しい労働環境や重激労働が脳卒中の発症を引き起こしたとする原告の争いが展開された。今年二月の結審までに二十数回開かれた口頭弁論中には、被災者の生前の主治医であつた秋田県の医師に対する出張尋問が行われたり、東大阪市の作業場でコンクリートブレーカー作業の現

状はもともとの「高血圧症」という基礎疾病が直接の原因であつて、直前の業務もそれほど厳しくはなかつたとする被告の国側と、出稼ぎ労働者の厳しい労働環境や重激労働が脳卒中の発症を引き起こしたとする原告の争いが展開された。今年二月の結審までに二十数回開かれた口頭弁論中には、被災者の生前の主治医であつた秋田県の医師に対する出張尋問が行われたり、東大阪市の作業場でコンクリートブレーカー作業の現

がないかぎり相当因果関係は存在し

ない」(昭和六二年十二月三日付け

被告準備書面)と、あくまでも古い

認定基準にしがみつくのである。と

ころが、さすがに被告側はアクシデントの不存在だけでは到底不利とみて、この二月にあわてて付け足しの

準備書面を提出した。内容は、原告

側が、発症前四日間連続の夜間作業

に従事していることや、二月である

にもかかわらずストップもない宿舎

での出稼ぎ者の生活など、厳しい

労働環境による疲労の蓄積、ブレー

カー作業などの重激さを充分な証拠

を通じて主張しているのに対して、

大した重激労働ではないと最後の反

論を試みたのである。しかし、これは、目新しい主張を展開したという

よりも、自らの矛盾をとりつくるう

ためだけの体裁にすぎない内容でし

かなかつた。

## 判決は衆目の監視のもとに

### ◆柴田訴訟判決言い渡し期日

法廷の論争経過から見て、労基署が出した業務外の判断の誤りは、極めて明白に証明されており、原告勝訴以外にはありえない。五月十六日の判決は衆目の監視のなかで迎えた

## 五月十六日午後一時 大阪地裁八〇九号法廷

### 昭和六一年二月二八日若松裁判判決文より

「労働基準法七五条の『業務上負傷し、又は疾病にかかる場合』とか、同法施行規則表第一の二、第三五条関係第九号の『その他業務に起因することの明らかな疾病』とかは、いずれも業務と疾病の間に相当因果関係があることを規定したにどまり、疾病が業務遂行を唯一の原因とすることまで必要とする趣旨のものではない。業務遂行中発症した疾病が基礎疾病を原因とする場合でも、当該業務が基礎疾病と共働原因となつて

い。判決言い渡し法廷への参加を。

# 環境監視研究所が出発 環境監視ネットワークを！

――労働者、市民の目前の分析、研究機関日々指して

待望の市民、労働者のための分析  
機関「環境監視研究所」の発足の集

いが、三月二七日に行われた。薬害

問題追及で有名な高橋皓正氏の記念

講演が行われ、各地の住民運動、労働運動関係者が集まり、発足を祝った。

関西労働者安全センターとしても、

## 環境監視研究所に「」支援を！

戦後、高度経済成長の結果として、世界を驚かせた「水俣病」、「イタイタイ病」等四大公害裁判から十数年を経た今日でさえ、私達をとりまく環境は改善されたとは言えません。米に代表される食品輸入の増大、原発による放射能汚染が隠されています。松枯れ対策を口実にした農薬の空中散布は平氣で続けられてい

ます。水道水から発ガン物質のトリハロメタンや農薬等が検出され、ハイテク産業による有機塩素系物質の地下汚染は深刻になっています。また、ゴミ焼却場からだされるP.C.B.、ダイオキシン等、私達の生命と健康に關わる不安や脅威は増大するばかりです。

医療法人南労会としてはこれまで「働く者の命と健康を守る」ために疾病の治療だけでなく、予防の観点を重視し、健診活動に力を注いできました。また、分析センターを作り、職場の健康調査、改善活動にも取り組んできました。そこで、市民運動、労働運動から信頼される自前の分析、

今後、研究所と全面的に協力していくながら、より多くの人のものとしていきたい。

研究機関として「環境監視研究所」を設立し、運動のための武器として利用していただきたいと考えるに到了りました。

全国からよびかけ人をつのり、さる三月二七日に環境監視研究所の設立集会を約百名の市民の参加をえて、行いました。高橋暁正氏の「市民運動ももっと科学性をもつべき」という問題提起にたいし、白熱した議論がありました。環境監視研究所のありかたを決めるうえで有意義な討論だったと思います。参加者からの暖

かい激励と期待に応えるべく、決意を新たにしております。

研究所としては当面の研究課題として外米の農薬汚染の現状調査に着手すべく準備中です。また、農薬やプラスティック添加剤等による河川、水道の汚染、ハイテク産業による地下水の汚染、あるいは工場、鉱山、廃棄物処分場周辺等の重金属による汚染の調査は、今後も継続する予定です。また、外部からの分析依頼にも可能な範囲で応じたいと思っています。

一九八八年四月  
医療法人南労会環境監視研究所  
より多くの個人、団体のみなさんの参加を期待しています。

## 環境監視ネットワークに参加しましょ！

### ◆会の目的

(一) 環境監視研究所の運営、活動を支援する

(二) 会報「環境監視」の発行・情報の交流

### ◆運営の方針

(一) 運営委員会を設置し、研究所の活

動、利用について協議する。意見の一致がえられるよう最大限努力する。

団体 一口 年五千円  
(二) 最終的には南労会が責任を持つ。  
研究援助金としてのカンパも別途呼びかける。

振込先 郵便振替口座

大阪二一三〇五七二四

名義 環境監視研究所  
支えるために、会費を徴収する。

(四) 事務局を(株)南労会におく。

会費 個人 一口 年二千円

私達の力ははなはだ微力です。設立集会で確認されたとおり、環境監視ネットワークをつくり、環境監視研究所の運営を市民、労働者の皆さんのが支援して下さるようお願ひいたします。同時に会報「環境監視」を発行し、労働衛生、環境問題、消費者問題に関する技術的情報の交流もはかっていきたいと思います。

より多くの個人、団体のみなさんの参加を期待しています。

一九八八年四月  
医療法人南労会環境監視研究所

# いのちと健康をまもる闘いを、さらに広範囲に拡げよう！

—— 3 · 19 関西労働者安全センター 第八回総会開催

三月十九日、大阪部落解放センターにおいて関西労働者安全センター第八回総会を開催し、団体及び個人会員から、百名余りの参加があった。

座長として、華川萬吉副議長（全港湾大阪支部）を選任し、まず、有元幹明副議長（大阪市職港湾局支部）より「この一年さらにセンターの活動領域がひろがってきている。今年度はこうしたこれまでの蓄積を基礎に体制強化を含め、より幅広い、力強いセンターを目指して努力しよう」との冒頭の挨拶が行われた。来賓では、大阪市会議員奥野正美氏、全金大阪地本山原克二氏、大阪市職稻見氏、北摂地区評労職対豊田正義氏から祝辞をうけた。衆議院議員上田卓三氏、大阪市従、各地域安全センターなどからは祝電メッセージが寄せられた。

つづいて、一九八七年度の活動報告と会計報告、一九八八年の運動方針の提起が行われ、満場一致で承認された。

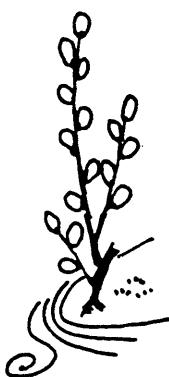
最後に、新役員を代表して、橋井美信副議長（全金港合同支部）が「冒頭の挨拶にもあったように、今年度方針のもとでより幅広い活動を進めるためにも、今年度は、

関西労働者安全センターの法人化を目指した組織整備を行っていこう」とのまとめが行われた。

◆祝電・メッセージを頂いた団体および個人名

(順不同、敬称略)

日教組公務災害委員会嘱託・横丁郁朗、岡山大学医学部教授・青山英康、愛媛労災職業病対策会議、(社)大分県勤労者安全衛生センター、(社)高知県労働安全衛生センター、三多摩労災職業病センター、尼崎労働者安全衛生対策会議、衆議院議員・上田卓三、衆議院議員・井上一成、総評全国一般長崎三菱連帯支部、(社)北海道労働災害職業病研究対策センター理事長・田村武、山口県安全センター、日本社会党大阪府本部委員長・井岡大治、大阪市従業員労働組合、東京東部労災職業病センター



◆関西労働者安全センター運営協議会役員（八八年度）

議長	山本 敬一	(全港湾関西地本)	事務局長	西野 方庸	(常任)
副議長	有元 幹明	(大阪市職労港湾局支部)	事務局次長	小泉 恒一	(全港湾大阪支部)
東 啓次郎	(全遼西大阪支部)	大成 功一	(労災職業病研究会)		
橋井 美信	(全金港合同支部)	小林 薫	(全石油ゼネラル労組堺支部)		
金銅 正夫	(全林野大阪地本)	山中 真清	(全金オーシマ支部)		
榎本 万吉	(全港湾大阪支部)	田中 経夫	(大阪労金労組)		
藤原 祥文	(医療法人南労会)	弘中 保之	(医療法人南労会)		
池野 弘園	(大阪市従港地協)	中地 重晴	(南労会労組)		
大河内 大河内	竹雄 (住友電工労働者有志)	片岡 明彦	(常任)		
正博 (大阪市職労港湾局支部)	事務局員	市川 正夫	(全港湾大阪支部)		
原田 勝治	(全港湾建設支部)	桑原 泰	(医療法人南労会)		
清水 直樹	(全金港合同支部)	長野 貴久子	(南労会労組)		
宮本 敏幸	(全港湾大阪港支部)	岩田 賢司	(常任)		
藤原 幹二	(全金岩井計算センター支部)	鈴木 博施	(大阪労金労組)		
竹田 保	(大阪地域合同労組)	西村 均	(全港湾大阪港支部)		
久野 国男	(全金マコトロイ工業支部)	上田 卓三	(衆議院議員)		
松久 寛	(京大安全センター)	栗林 三郎	(全国出稼組合連合会会長)		
中畑 信	(全金ニッコー金属工業支部)	牧内 正哉	(社会党大阪府本部書記長)		
丸岡 村上 孝敏	(大阪府被災労働者同盟)	尾上 文男	(大阪総評オルグ)		
丸岡 村上 孝敏	(大阪府被災労働者同盟)	加藤 芳英	(大阪総評オルグ)		

# 前線から

有機溶剤による

## 皮フ障害

せた。さらに、原因究明を行ったために、被災者の主治医の現場視察を実施、そのなかで、原因物質として考えられていたトリクロルエタンやフロンを用いた作業

が、恒常的に溶剤の曝露を受けるものであり、大いに作業改善の必要性と余地があるものであることがわ

かっただ。

東 南

## 労災申請へ

全金ヤマト産業支部

せ、すでに労災申請を行わ

なつていて、軽症の障害を起こしている者もさらにい

な作業改善に取り組んでいこうとしている。

通勤災害申請

## あなたはどこの管轄か わからぬ!?

市学童保育ペート労働者

合を通して相談を受けた。

第一の問題点は、この件

が、通勤災害として、第三

者行為加害届けが出されて

いない、ということであつた。

阪市教育委員会が「あなた

は、どこの管轄かわからな

い」と全く無責任な対応を

したため、労基署に足を運

んだり大変な目にあわされ

た。市が運営する学童保育

機材などを生産しているが、  
機品洗浄工程で使用する有

機溶剤や接着剤による皮膚

障害が発生したもの。

支部では、まず、被災者

救済の立場から会社に対し

て労災であることを認めさ

産業支部は、  
いま、有機溶  
剤による皮膚  
障害に取り組

んでいる。

ヤマトでは、熔接・熔断

東 大阪

市学童保育ペート労働者

東大阪市の学童保育ペー

ト保母のTさんは、通勤

途上で交通事故にあり、休

業・療養を余儀無くされた

が、療養半ばにして、自動

車保険会社から一方的に保  
険金の支給を打ち切られる

という困難な状況に陥り、

大阪地域合同労働組合に相

談し、安全センターは、組

の職員は、公務災害として地方公務員災害補償基金の管轄になるか、そうでなければ、条例に定められた市独自の認定になるかであることは明らか。認定申請を出した段階においても「うちでみるかどうかは結果が出るまで言えない」というなど、いやがらせとしかされないようなことが行われていたのである。

#### 第二の問題点は、認定申

請したあとでも「たとえ認められても、自動車保険が打切なら、こちらでも（補償は）出せない」と言い切っていたこと。交通事故の場合よく発生するケースだが、保険会社が勝手に打ち切ってくるのに便乗して補償をしないなどというのは論外で、療養が必要との

主治医の意見があれば継続して充分な治療が受けられることになっているのである。この点を中心に、当局と話し合いをもったところ

+++++  
主治医の意見があれば継続されただが、当局がこう不誠実では被災者の泣き寝入りもなりかねない件であった。

## 吉岡ケイワン訴訟 形式的な本人反対尋問

神戸

兵庫県社会福祉労組

四月十五日午後三時より

兵庫社会福祉労働組合の吉岡頸肩腕障害労災訴訟第五回法廷が神戸地裁仮庁舎で開かれた。

入り、前回の原告本人主尋問に続き、今回は吉岡さんに対する被告側反対尋問が行われた。

しかし前回において①甲

被告側は「甲山学園の労働実態について吉岡さんの話されたことと違うことを言っているものを証人に立てたい」と言い出す始末。

次回六月十日法廷の証人申請に注目したい。

社会福祉施設で働いている吉岡さんが、腰痛症・頸肩腕に被災して十年、裁判の実態、④西宮労基署のデタラメな対応などが明らか

「その通り」との見解が示されたが、当局がこう不誠実では被災者の泣き寝入りに、一体何を聞くことがあらんだろうかというギモンが傍聴席の空氣に流れる。

結果はやはり、ほとんど意味のない形式的なものにとどまり、前回の主尋問の裏づけをしたという点では、逆の意味で「いい尋問」だったといつてよいだろう。これで次回は最終弁論か、

## アスベスト問題

# 関係省庁合同ヒアリング

東京

社会党に政策を提言する  
会主催のアスベスト問題に  
関する関係省庁合同ヒアリ  
ングが、三月二十五日、衆  
議院第二議員会館で行われ  
た。

そして、石綿対策全国連絡  
会に結集する団体、労働組  
合の担当者、労住医連加盟  
医療機関から約四〇名が参  
加した。

二時間という極めて限ら  
れた時間のため予め出され  
た。

社会党からは、土井委員

国側からは、労働、厚生、  
建設、文部、通産、環境の  
各省庁の担当部局の課長ク  
ラスが出席したが、提言す  
る会からは、公害環境プロ  
ジェクト責任者である、田  
尻宗昭神奈川労災職業病セ  
ンター所長をはじめ、佐野  
辰雄元労働科学研究所副所  
長、天明佳臣労住医連議長

三月十二日、大阪国労会  
館において、石綿災害シン  
ポジウムが開かれた。この  
シンポは石綿対策全国連、  
主催によるもので、大阪総

## 大阪でもシンポジウム

総評関西ブロックなどが主催

評傘下の各単産をはじめ約  
一二〇人が参加した。

作業に直面している国労  
雇取工場支部などの報告が  
あつた。

中央の運動の進展に比べ、  
まだまだ各地域での運動は  
進んでおらず、今後は大阪  
中央の伊藤彰信氏の基調報  
告などに続いて、石綿除去

長が終始同席してヒアリン  
グに加わったのをはじめ、  
かなりの数の関係議員の参  
加があった。

今後、提言する会では、  
こうした関係省庁へのはた  
かるかけを続けていくとし  
ており、現場の取り組みと  
並行して、注目される活動  
の形といえよう。  
なお、詳細な議事録がま  
もなくまとめられる予定で  
ある。

# 岩佐訴訟

## 「もとより最高裁の斗争へ！」

### 大阪

#### 上告理由書提出

原発被曝裁判岩佐訴訟弁  
護団は、この三月十二日に

上告理由書を最高裁判所に

対して提出した。

理由書の内容は、控訴審

の法廷内容を一切無視し、

被曝の証拠なしとした地裁

判決をそのまま追認する形

をとった高裁判決を、徹底

批判したものとなっている。

まず、地裁判決の二日後に

発覚した敦賀原発事故が極

めて杜撰な放射線管理を証

明したことを見たことを

いるということ、二つめ

には、地裁で「放射線皮膚

炎」と認定するには不足で  
あるとした症状経過が控訴

岩佐訴訟は、根拠となる  
法律が原子力損害賠償法で

審法廷で証明され、また放  
射線皮膚炎以外には考  
れること、三つめには敦  
賀発電所の当時の作業内  
容から言つても充分被曝が考  
えられたことがその内容で  
ある。

あり、今回の上告で最高裁  
はこの法律についての初め  
ての判断をすることになる。  
支援する会では最高裁の闘  
いに対する支援を改めて呼  
びかけていきたいとしてい  
る。

## 分かりにくく歩後は

### 大阪中央



UNION ひづる大阪生花分会

この数字の理由を問うと  
会社側は、「腰痛症などは  
誰の目にも明らかな労災で  
はなく、分かりにくい労災  
だから半分の補償にしたい  
い」と訳の判らない説  
明を行った。それに対して、  
分会側からは労災について  
の正しい理解を進める説明  
を行い、結論として前回並  
みの補償を行うことに合意  
した。

三月二六日、東地域合同  
労組大阪生花分会は、組合  
員Yさんの急性腰痛での休  
業中の上積み補償について  
取つていた経験から、今回  
も最低でも同じ補償の形を  
取るべきであると要求して  
きたが、会社側は七・五%

団体交渉を行った。同分会  
では以前の同様のケースで  
との回答を行ってきた。  
同分会は、仕事の内容上

今後も同様のケースが起  
る可能性があることから、  
この際上積み補償に関して  
は協定書の締結を行い、速

やかな補償が行われるよう  
にしてゆきたいと考えてい  
る。

しかも使用現場の一、二  
メートルの距離に石油ス  
トーブをおいている状態も  
通常の状態であった。

## 特別のとき以外、 ガソリンを使うな

中止<sup>×××</sup>  
はなくなり<sup>×</sup>ても用意

大阪中央

### 印刷工場〇君労災訴訟

零細印刷工場で作業中に  
使用していたガソリンに引  
火し、下肢に大火傷を受け  
た東地域合同労組〇君の損  
害賠償請求訴訟の第一回法  
廷が、去る三月二十四日、大  
阪地裁八〇六号法廷で開か  
れた。

この日は事業主側から答  
弁書が提出され、その中で  
①印刷機の清掃作業には特

殊インクを使った時だけに  
ガソリンの使用を許可して  
いた、②被災当日は通常印  
刷でガソリンを使用する必  
要はなかったのに使用した  
のは本人の重大な過失であ  
るとの主張を行っている。

実際には、ガソリン使用は  
毎日のことで、また印刷機  
の毎日の清掃作業は〇君に  
任されているという状態で、

## 全日通天王寺分会

東南

学習自会

### 厳しい陸運労働者の実態

三月十三日、全日通天王  
寺分会は「職場の労働安全  
衛生と私達」と題した學習  
会を行った。陸運業は、全  
産業の中でも最も労働時間  
の長い業種として知られ、  
特に自動車運転手の作業管  
理に関しては、規制の法制  
化も検討されるほどの問題  
になっている。同分会では、

労働条件の中で安全衛生対  
策にどのように取り組んで  
いくかが一つの大きな課題  
になっている。

學習会は、安全センター  
が講師となって、職業病問  
題のとらえかたや、安全衛  
生委員会活動の進め方など  
について解説した。特に災  
害補償の考え方や、職場に  
おける成人病対策などにつ

次回の法廷は四月二一日  
に開かれ、原告の側から書  
面を提出することになる。

いっては質問が集中し、活発な議論が交わされた。  
陸運業の災害防止のため

の同分会の今後の取り組み  
が大いに期待される。

## 玉川診療所

### 新館がオーブン

泉川

高石市で、労働者と地域  
住民の健康を守るための拠  
点として様々な医療活動を

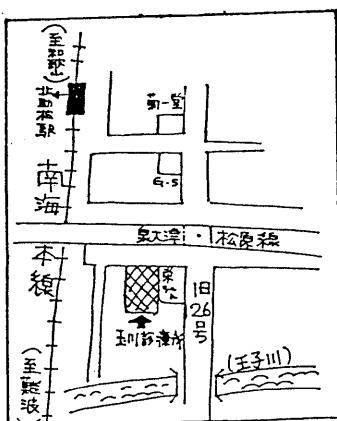
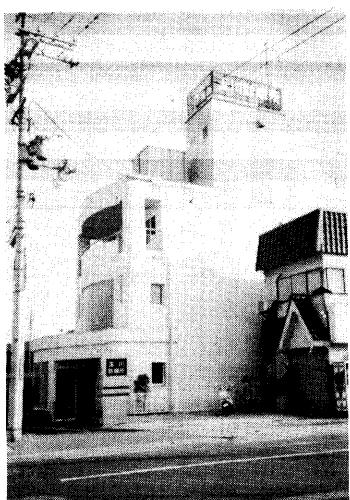
続けていた玉川診療所が、  
この三月に新館（写真）を  
オープンし、さらに充実し  
た医療を展開している。

同診療所では、これまで

地域での医療講座、体操教  
室などの取り組みに力を入  
れてきた。今回の拡充は、  
そうした経験をもとに、

整形外科、内科、小児科、  
針灸などに加え、新しく  
「体と心の手入れ所」を開

設し、医療健康体操、ソフ  
トエアロビクス、食養生な  
どユニークな活動を開始し  
ている。今後の泉州地域で  
の活躍を大いに期待したい。



#### ◆玉川診療所

整形外科、内科、小児科  
漢方薬処方  
労災相談、訪問看護  
理学診療科

[TEL 0722(65)0115]

#### ◆体と心の手入れ所

##### 医療体操所

ソフトエアロビクス  
健康体操、マッサージ  
食養生所  
慢性病教室  
玄米を楽しむ会

[TEL 0722(65)0104]

#### ◆玉川治療所

鍼(はり)・灸

[TEL 0722(65)0116]

# 一、二月の新聞記事から

二・二

海外業務で肝炎やマラリアなどの感染症にかかりた場合の労災認定業務に関し、労働省は指針をまとめ、一日付で通達した

二・三

都営住宅十四階に一人住む老人の安否を確認しようと、屋上からロープを伝って部屋に入ろうとした巡查部長が転落、死亡（東京）

二・四

名神高速上り線で、大型トラックが路面清掃作業をしていた清掃車に追突し、五メートル下に転落、運転手は死亡、三人掛けが（京都）材木店の四畳半休憩室で石油ストーブと石油ファンヒーターのつけ放しにより、従業員三人が酸欠死（福岡）

二・一三

昨年十一月の南ア航空機事故で死亡した漁船員に対し、社会保険庁は「通勤途上の災害」として船員保険の労災認定

二・一七  
二・二四  
二・二五

住友金属和歌山で船積み作業中、鋼材で作業員が頭を打ち頭蓋骨骨折で重体

東京本社への転勤を苦にしていた独身会社員が歩道橋から飛び降り、即死（神戸）

阪神高速道路高架下部でハトのフン清掃中に作業員が空洞の鋼製橋脚に転落、両足骨折などの重傷（大阪）

三・三

塗装工場でガス爆発がおき、従業員ら四人が軽いケガ（八尾）

三・五

神戸製鋼加古川製鉄所で一五〇〇度の鋳鉄漏れから爆発事故がおき、従業員一人死亡五人が重軽傷

三・一六

松山城二の丸跡大井戸の修復作業中、井戸の壁面が崩れおち、一人死亡

三・一七

建設会社の事務所兼従業員寮で火事があり、従業員二人が焼死（東京）

三・一二二  
三・二五一

染色工場の火事で、従業員とアルバイト学生の二人が焼死（貝塚）

中国・上海近郊で、修学旅行中の高知の高校生の乗った列車が別の列車と正面衝突、教諭一人生徒二五人が死亡

三・二二一

関西電力が近畿で初めて計画していた和歌山県日高原発の海上事前調査受け入れ問題が、比井崎漁協総会で廃案となり、計画は挫折

## VDT作業環境のチェックのために③

普通の事務机と椅子でVDT作業をしている姿を見ていると、やはりせせこましい?感じがする。その原因の一つに机の高さがある。事務机の高さは七四~七五cmというところである。それに対してOA機器用の机は七〇~七二cmぐらいと

めには机はやや低めというのがよいことになる。

八五cmの範囲で「調節可能である」とが必要とされている。

これまでの頸肩腕障害に被

災し、職業病として認定を受

けているVDT作業者の作業条件を調べてみると、この机の高さというのは意外と無頓着なままにされているといふ

### 机の高さに

#### 注意をはらつてみよう

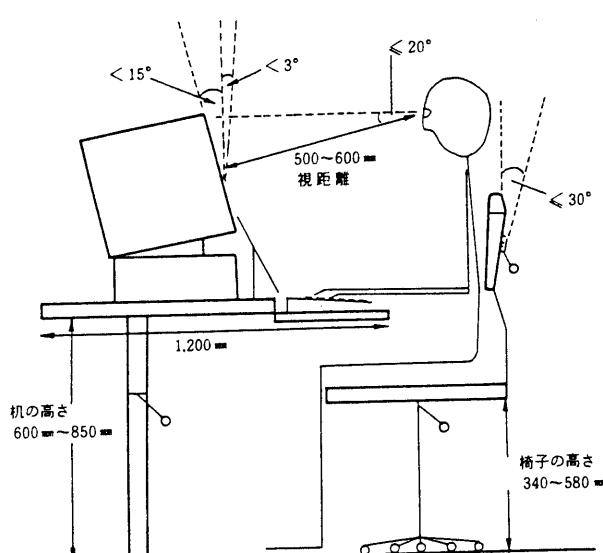
いうところだらうか。ほんのちょっとの差じゃないかと言うなけれ。意外とこの差がくせものなのである。

キーボードを打つ作業をするときに、注意すべきことがらに肘関節部の角度というのがある。普通に作業をしている状態で肘関節が、九〇度よりやや大きいぐらいの角度になるような姿勢がたもてるのがよいとされている。逆に、肘関節が九〇度以下、つまり鋭角で作業をしていると不必要的筋肉の緊張の持続が必要となり、すぐに疲れてしまう。そのため

い話しじゃないかという意見も出て

くるが、高い机にあわせて椅子を高くするというのは、不安定感を増すだけのことである。不安定であれば作業者は当然緊張する。どちらかといふと、高すぎるよりも低すぎの方が安定感がある分だけましといふことになる。

ケーズが多いことに気付く。



# 地域のペロジ

東大阪

アスベス<sup>ト</sup>で

学羽白△△

◆働くものに健康を！東大阪連絡会

三月八日の例会では、石綿問題が取り上げられた。まず、基礎知識の仕入れようということで、安全センターを講師にして学習会を行った。石綿とは何か、石綿による健康障害、労働環境・生活環境における石綿の使用状況と曝露についてなどについて学習した。参加者からも多く質問が出されたが、特に、東大阪市教組からアスベストに対する取り組みをはじめていることが報告され注目を集めた。

公立小・中・高校について、文部省の調査が行われ、全国で一三三七校でアスベストの使用が確認されて

いて、東大阪市においても、何校かでアスベスト使用箇所が見つかっているとのことで、市教組として対策を求めていきたいとのことであった。例会の中でも出されていたが、問題は広範囲に及んでいるだけに「では、どうしたらいいのか」ということで、事務局で協議し、他の自治体の例も参考にしながら、まず、東大阪市に対して、どのような対応をしているのか、実態はどうなのがについて交渉をもとうことになり、

早速、三月二六日に、市広聴課を窓口に要求書を提出したところ、四月一八日に市より回答があった。

それによると、市としては、各部

局の連絡協議会をつくったり、市施設の調査を行つたりしているとのこと。東大阪連絡会では今後、回答の不明、不充分な点について交渉の中

で明らかにしていくことや、すでに取り組みを進めている教組等に協力する中で、アスベスト問題への取り組みを強めていきたいと考えている。

東南

健診実務の学羽白△△  
問題多<sup>い</sup>

職場健診

◆東南地域労災職業病問題交流会

地域における、労働災害・職業病問題、安全衛生への取り組みをより広げ、交流会への参加拡大を図つていくためにできるだけ多く組合の労災担当者に参加をよびかけながら、今期進めているのが、労災・安全衛生実務講座だ。

労災・安全衛生の実務上役立つ知識を学ぶのが主眼で、一回目は「健康診断」講師 青木英仁氏（松浦診療所健診部）、二回目は「労災補償

について」（安全センター片岡）。

四月十八日は、「健康診断」をテーマに、一回目の続編を同じ健診部の田村氏と大阪市の保健婦をされている海田さんが、健康診断の具体的な内容について話された。

ふだん、何気なく受けている健診、役に立つという認識などないなかで半ば惰性で受けている健診が、実は、こういう内容をもっている、とプロの口から教えられると、なるほど納得することが多かった。

参加者も、前回に引続き三五名と多く盛況であった。安全センターとして感じたのは、もつとこうした健

診部の現場の話を、いろいろなところに広めていくことが重要であるということだった。

## 北摂

### トータルユニオン

#### 結成総会

#### 開かれる

#### ◆北摂生活者（トータル）ユニオン

北摂地域では、この三月二七日に「北摂生活者（トータル）ユニオン」が結成された。この組織は、これまでに争議支援、「パート条例化」運動、消費者運動など北摂地域で労働者の生活の様々な領域で繰り広げてきた運動の積み重ねをもとに、労働

者の暮らしを見つめ直し、そこに起る問題を解決する、文字通りトータルなユニオンとして結成されたもの。

三月二七日の結成総会では、規約と方針が討議、決定された後、甲南大教授の熊沢誠氏が記念講演を行った。当面の活動としては、四月の二〇三日に一斉労働相談、四月二〇日、二一日には各市商工会議所や労基署への申し入れ行動を行っている。

事務所は高槻市に置かれるが、連絡所を吹田市、豊中市、摂津市に置き、今後幅広い活動を行うことになっている。

## VDTチエック——コンピュータ端末、ワープロ、パソコンの点検のために

VDT機器の22項目のチェックがすぐに出来る。A4判厚紙 一冊五百円（送料一七〇円冊数関わらず）

——作業をするまえに分かり易い10項目のチェックを、みやすい二色刷で。

頒価一三〇〇円（送料一冊四〇円、十冊以上無料） 関西労働者安全センターで取り扱います。

# 石綿問題の動向と今後の対策

②

神奈川労災職業病センター所長 田沢 宗昭

が先行して、とうとう全国の自治体の七割が自主的な回収に入った。

です。

## 水銀乾電池問題 の教訓

あの水銀乾電池の問題がどう処理されたか、憶えておられるでしょうか。実は、私が東京都公害研究所にいた時、職員が水銀の連続測定装置を発明し、それが、武器に、東京都の調査に協力的な町田市の清掃工場に入り、明らかに煙突から水銀が出ていることを確認した。それから、あれよあれよという間に乾電池の問題が全国に広がりました。

あんなに広がるとは思いませんでした。むしろ、アスベストの方が重大と思っていましたが、乾電池の方

驚くべき幕引き劇  
疑わしいは安全

そこで、各自治体は、厚生省環境生活審議会における乾電池専門委員会の結論を、厚生省が何か作ってくれるだらうと待ち望んだ。ところが

驚くべき報告書が出てきた。は、立場上、役所のすること可なり理解が出来るのですが、役人の私が驚くのだから、皆さんは倍くらい驚くかもしない。おそらく、戦後の公害に関連のある報告書の中では、最悪の報告書だった。一言で言えば「乾電池の焼却による水銀はシミュレー

ションをしたとき、煙突を出る時には、かなり高濃度であるが、地上濃度は、一万倍くらいに薄められて、人体には無害である、よって、ゴミと一緒に焼いてよろしい」ということです。これには、驚きました。

昭和三十三年に出た水質保全法以来、有害物に関する環境基準・排出規制はどういう組み立て方をしてきたか。現在、有害九項目については、環境基準は「検出されてはいけない」ことになっている。水銀もそうです。その論拠は、ひとつひとつ追いかけていって、人体影響を調べて、低濃度長期暴露の影響が割り出されたものではありません。低濃度長期暴露については、学問的にはむずかしい課題だし、動物実験では動物がそんなに長期間生きていらない。そこまで世界の公害健康医学は進歩していません。ただ、これ以上環境への有害物負荷を増大させてはいけないと

いう一点に立って、有害物の規制は

なってきた。シミュレーションをやって、人体に無害、有害を割り出してはじめて規制したのではない。なぜ、乾電池の大気汚染だけそんなことをするのか。

しかし、荒川区の旭電化という水銀工場の土壤汚染から、水銀について取り組んだ経験があります。そのときに世界中の水銀の粉じん、大気汚染の人体影響の文献を探したけれどもこれがいいのです。あるのは、水俣病の経口摂取による影響だけです。大気汚染による低濃度長期暴露による影響、そんなものがあつたらお目にかかりたい。それが安全だといふ人は、よっぽど心臓が強い。安全だから、ゴミといっしょに焼いてよいとは何なのだとわたしは言いたい。これでは、戦後環境行政が守ってきた原則が覆されてしまう。つまり、四大公害裁判の判決で出た、疑わしきは罰するということです。

しかし、それを別としても、自治体が自主的に回収に入っているのであれば、厚生省はこれを援助すべきではありませんか。自治体は、住民に一番近いところで環境行政を推進している行政機関です。私が厚生省の役人ならば、百歩譲ってこういう文書にしたと思います。「現在、大気汚染による水銀の人体影響は明らかではない。未解明であり今後の課題である。しかし、全国の乾電池焼却による水銀排出量は膨大であるから、将来に渡って、その影響を未然に防止するために自治体が回収されることとは大変結構である。したがって、厚生省としては、その有害性の研究は行うにしても、当面、応急策として回収された水銀の処理については、このようなシステムを推奨する」というような文章にしたらつか。これが役人として一番無難な文章です。なのに、あのような大胆なものを書いたのか。

## 経団連の

## 先見の明と圧力

調べてみたら、乾電池工業会と妥協をしていたのです。工業会が五億円金を出し、その金でルベシベに、水銀回収テストプラント、クリーンセンターを作ったのです。しかし、ゴミと一緒に焼いてよいと言っておいて、クリーンセンターでは大変な矛盾です。だから、また調べてみた。乾電池工業会は財界の中でははっきり言ってチンピラです。こんなのは問題ではない。そんなところに天下の厚生省がなぜ負けたのか。実は、経団連が後押ししていたのです。なぜか。

煙突と排水口は従来、長い行政の規制の歴史を持っていて、財界もそれにしたがってきた。しかし、本当は一番心配なのは、廃棄物の問題です。ここにふたをされたらあがった

りです。

## 泣き所の 廃棄物問題

### 水銀ヘドロの場合

たとえば、ソーダ工場。ここには、昭和四五年に、排水口で〇・〇〇五 ppmの水銀規制をかけました。ところが、二次処理から出てくる塩水マッドには、一万〜二万 ppmの水銀が含まれている。四日市にいるころ三菱モンサントで、ご自慢の水銀処理装置を見たあとで、案内人がふつと、そのたまっているヘドロを指さして、「あれは水処理のあとにスラッジだ」と言った。「では、それをちょっとともって行くから、ビンに入れてくれ」と言ったら、「いや、あれ一万 ppmあるから危ないですわ」と言うのです。えらいことを言ってしまったという顔をしていました。一日二トンくらい出るという。

「二トンといつても、いまはちょっとあるだけではないか。一ヵ月経つたら六〇トンになる、一体それどこに行つたのだ」と問い合わせると、彼の顔が青ざめてきた。それで、工場長がかわりに、「それはもうご心配いりません」「いや、心配しているんではなくて、どこへ行つたのかと聞いているのだ。」「いや、まあ、あの場内に埋めました。」「じゃあ、ブルトーザーで掘るから、どこなのだ。」と地図を渡したら、彼の手があっただけに走り、こっちに来たりする。「お前、中風か。」と言うと、結局、「埋めたというのは、違うかも知れません。」「では、どうしたのか。」「排水溝から溶けて流れた。雨がふって排水溝まで流れて行つた。」それから、排水溝の下流を調べたら、海底に水銀が高濃度に検出された。私は、その検査中転勤になりましたが。

いずれにしても、全国の同じよう

な、一万 ppm 以上の水銀を含む塙水マッドはどうなったのか。たとえば、徳山に東洋曹達、徳山曹達なる工場があり、徳山湾に、ポンポン捨てた。徳山湾は水銀の海です。そして、結局そこは埋立てて、その半分の用地を、その二つの企業にやった。

から、公害規制の範疇には入らないのです。

## 有害物でなくなる

### 法律の魔術

煙突、排水口をどんなに退治しても、もっと濃厚なものが山に捨てられる。あるいは、日本の沿海に捨てられる。何のための環境行政なのか。

公害行政の忸怩たる思いはここにあります。産廃は、公害行政の終着駅です。廃棄物の問題は、実に重大な問題であることがおわかりだと思います。

ミッドウェーの廃棄物がどうしてあのようなところに捨てられたか。千葉県は、何が来たかわからぬのです。そういう意味では、アスベスト問題も廃棄物の問題を考えると、除去しただけでいいとはいえない。しかし、拔道があるのです。煙突で、ガスの洗浄をし、洗浄水の処理をする。そうすると、高濃度のヘドロになる。ここから、突然、廃棄物処理法の方へ行ってしまい、公害規制の網から漏れるのです。廃棄物規制の前身は、清掃法といい、これは、ごみとし尿の事業法であって、それに産廃をくつつけたのです。だ

## 廃棄物規制の 拔道に注意

さて、このように廃棄物問題は、企業にとって一番の泣きどころです。

これを押えられたらどうしようもない。しかし、拔道があるのです。煙突で、ガスの洗浄をし、洗浄水の処理をする。そうすると、高濃度のヘドロになる。ここから、突然、廃棄物処理法の方へ行ってしまい、公害規制の網から漏れるのです。廃棄物規制の網から漏れるのです。廃棄物

## 有害物でなくなる

### 法律の魔術

もう一つ、私は、日本の恥を申し上げます。昭和四五年にロンドンで国際海洋法会議がありました。有害物の海洋投棄を止めようという、いわゆるダンピング条約が提案されました。

もともと強行に反対したのは、わが日本です。それは、曹達工場の塙水マッドをコンクリート固化化して、海洋投棄をどんどんしていたからです。条約反対に必死になつて頑張つて、遂に五年間条約の発効を遅らせたのです。昭和五〇年にでき上がった条約は、五五年によくやく発効しました。ところが、日本は、五五年ぎりぎりまで批准しなかつた。

しかし、これに関連して、さらに重大な問題がある。水銀マッドは、水銀を含んでいて有害だからダンピ

シング条約で捨てられないというのではない。日本では、法律というよりも、しろい武器があります。日本では、有害物が含まれていても、総理府の有害物の判定基準によって法的な有害物でなければならないのです。

それには、溶出試験法を採用されている。プラスコのなかの水に入れ、六時間振って水に溶けないものは、有害物ではない、たとえ、元の試料に含まれていても、法的有害物ではないのです。専門家は誰も相手にしませんが、未だに止めない。全国のたれ流された水銀ヘドロをコンクリート固化して、一〇〇マイル沖合

の日本海溝へ捨てるよう、海洋汚染防止法に基づいて環境庁が決めたが、全国で一件もひつかからなかった。それは、この溶出試験法にひつかからなかたからです。水俣の水銀でさえ溶出しなかった。未だに水銀を使わない隔膜法へ転換のできるいなしソーダ工場があるというのは、法的な有害物でないということは、海洋投棄が続けられている疑いがあります。

このように有害物をきちんと処理させる、するということが如何に困難であるかということはもうおわかりだと思います。乾電池は、東京都

の清掃工場で一年間に三〇〇〇万本焼かれていると、清掃局が推測している。私たちが、都内の大気中水銀に小笠原、つまり自然環境より一〇倍の環境汚染があることがわかりました。それがどうして人体に無害なのか。低濃度に何十年も吸わされるのが、どうして無害と言えるのか。複合汚染まで考えたら、そんなことが言える人はいませんよ。

そうして、乾電池を回収、処理するシステムを作るチャンスを逸したのです。アスベストでそのことを繰返してはならない。

## 第14期労働者針灸学習会に参加しよう

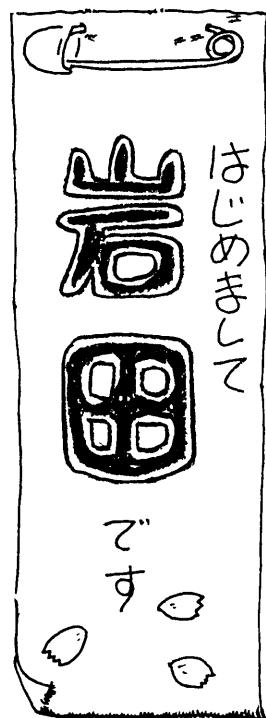
主催 関西労働者针灸学習会実行委員会

- (1) 募集人員 50人(先着順)
- (2) 募集締切 五月二日(木)
- (3) 開催期間 五月十二日～九月二十九日 毎週木曜日
- (4) 学習時間 午後六時～午後八時半
- (5) 学習場所 大阪港湾労働会館(地下鉄「大阪港」)
- (6) 会費 十八回通し 四千円(テキスト代を含)
- (7) 申し込み 関西労働者安全センターまで

学生時代の先輩・友人で、すでに松浦診療所や同じ南労会の紀和病院で働いている人が多く、僕はいわば「遅れてきた青年」です。センターの仕事は専門的な知識が要求されます。まったくの門外漢だった僕は、相談にテキパキ答える先輩常任諸氏を横目に恥ずかしいやら情けないやら、心中はなかなか複雑です。「刻苦勉励、研鑽に努めます」などと優等生みたいなことはとても言えませんが、とにかくぼちぼち頑張っていきますのでよろしくお願いします。



今年度よりセンターの常任として事務局に入った岩田です。二年前にフィールド合宿に参加し、米運、田中機械、大阪亜鉛、矢賀などに寄せてもらい、その時初めて現実の労働運動に触ることができ、それがきっかけとなつて今回センターでやつていこうと思立った次第です。



## 原 発 と 開 扱 う

—— 岩佐原発被曝裁判の記録

万国博の次の年、偶然に仕事で原子力発電所に入ったことから岩佐さんの運命が変わった。国と電力資本を相手に、様々な協力者とともに開った十七年間の記録。

岩佐訴訟の記録編集委員会編

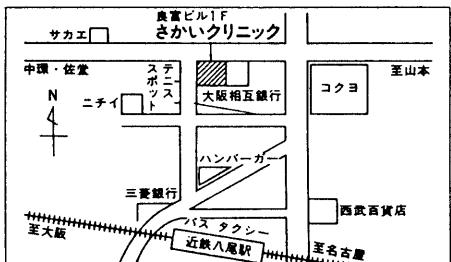
四月二六日発売！ 全国の書店でお求め下さい。  
八月書館発行 二〇〇〇円

## さかいクリニック

整形外科・内科・理学療法科  
鍼灸・漢方

〒581 八尾市光町1丁目7番地

☎(0729)99-6332



〈診療時間〉 午前 午後

月～金 9:00～12:00 5:00～8:00

土 9:00～13:00

〈休診日〉 日・祝日

昭和50年10月29日 第二種郵便物認可

「関西労災職業病」

4月号（通巻第163号）昭和63年4月10日発行

## 関西労災職業病 定期購読について

部数	年間購読料(送料含む)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円
5部以上	100円×部数×12ヶ月

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で、原則として郵送による購読をお願いしています。料金は左記の通りで、5部以上は送料を当センターで負担します。

お申し込みは、郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合

は住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書などでお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 大阪6-315742 ◆大阪労働金庫 梅田支店 95721

〒550 大阪市西区新町2丁目19番20号西長堀ビル4階 ☎(06)538 0148

**関西労働者安全センター**

古書  
レンタルコミック  
**時代屋**

大阪市此花区伝法4丁目2番39号

☎ (06)465 5441 2階 **此花労働者センター**



**早く・安く**

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

**(株)千里印刷 06-351-1127**  
大阪市北区天満橋3-5-28

（毎月一回10日発行）